

長野県告示第398号

平成30年6月21日、長野県議会定例会を長野市に招集します。

平成30年5月31日

長野県知事 阿部 守一

財政課

長野県告示第399号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成30年5月31日

長野県知事 阿部 守一

1 施行者の名称

須坂市

2 都市計画事業の種類及び名称

須坂都市計画下水道事業 須坂市公共下水道

3 事業施行期間

昭和61年1月19日から

平成36年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

生活排水課

長野県告示第400号

長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第9条第1項の規定により、平成30年5月25日、次の者を売りさばき人に指定しました。

平成30年5月31日

長野県知事 阿部 守一

売りさばき人の氏名(名称)	住所	売りさばき場所
一般社団法人 長野県危険物 安全協会	長野市大字南長野字幅 下692-2 長野県庁東庁舎内	長野市大字南長野字幅 下692-2 長野県庁東庁舎内 一般社団法人長野県危 険物安全協会

会計課

長野県長野建設事務所告示第4号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成30年6月14日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県長野建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成30年5月31日

長野県長野建設事務所長 新家智裕

1 道路の種類 県道

2 路線名 小川長野線

3 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
長野市中条日下野字青木平2270番地先から 長野市中条日下野字青木平2269番地先まで	旧	m 7.9~19.3	km 0.1436
同上	新	13.2~19.3	0.1436

道路管理課

長野県長野建設事務所告示第5号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成30年6月14日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県長野建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成30年5月31日

長野県長野建設事務所長 新家智裕

1 路線名 小川長野線

2 供用を開始する区間

長野市中条日下野字青木平2270番地先から

長野市中条日下野字青木平2269番地先まで

3 供用を開始する期日 平成30年5月31日

道路管理課

会計課